

高等教育の修学支援新制度について

1. 高等教育の修学支援新制度とは？

意欲と能力のある学生が、経済的な理由により進学、修学の継続を断念しないよう支援をするものです。高専では4年生以上から支援を受けることができます。

2. 支援制度の内容は？

授業料・入学料の減免



日本学生支援機構
給付型奨学金の支給

授業料・入学料の減免と、日本学生支援機構給付型奨学金の支給、2つの制度になります。支援の内容については下の表のとおりです。

支援区分	授業料の減免	日本学生支援機構給付型奨学金の支給（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	17,500円	34,200円
第Ⅱ区分	2/3免除	11,700円	22,800円
第Ⅲ区分	1/3免除	5,900円	11,400円

※入学料の減免については、3年生から4年生へ進級するときは対象になりません。ただし、大学編入や、専攻科へ進学するときには、入学料減免を申請することができます。

3. どんな学生が支援を受けられる対象になるの？

学力基準、家計基準、両方とも基準を満たした学生全員が支援を受けることができます。

(1) 学力基準（①、②のどちらかを満たすこと）

①所属する学科内で成績が上位1/2以内であること。

②学習に対する意欲がレポートで確認できること。

(2) 家計基準（①、②どちらも満たすこと。裏面参考図参照）

①収入基準…今回の在学採用では令和3年度課税情報を基に審査されます。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

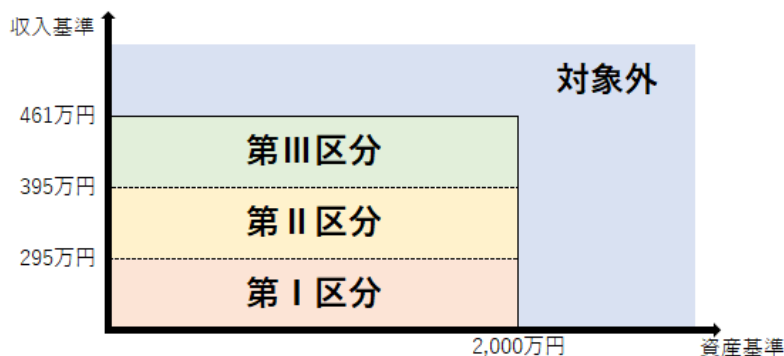
※支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)

※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合は、各区分に該当しない場合があります。

②資産基準

本人と生計維持者が2人の場合は2,000万未満（生計維持者が1人の場合は1,250万未満）であること。

参考図 本人、生計維持者2名（1名は無収入）、高校生の家庭の場合



家庭の世帯構成によって収入・資産基準額が変わります。自分が家計基準の対象であるかどうかは、日本学生支援機構進学資金シミュレーターにて確認することができます。

●進学資金シミュレーター URL: <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

4. 支援期間はいつまで？

高等教育の修学支援新制度の支援期間は、申込のあった月から、本校卒業するまで支援を受けることができます。また、専攻科進学や大学に編入学する場合は、所定の手続きを行った上、引き続き進学先で支援を受け続けることができます。（大学院進学は不可）

ただし、支援を継続するには、適格認定（家計は年1回、学力は年2回）の要件を満たさなければなりません。適格認定（家計）は、支援区分の見直しが行われ、家計基準の要件を満たさなくなった場合には支援が停止されます。この場合は、次年度の適格認定（家計）で、家計基準の要件を、再度満たした場合には支援が再開されます。

適格認定（学業）は、前期末、学年末それぞれの成績や出席率を基に判定されます。学業不振による留年や、著しい成績不振（所属学科内の下位4分の1に属する）が連続する場合などが起きた時は、支援が打ち切られ、再度、支援を受けることはできなくなります。

5. 申請方法は？

高等教育の修学支援新制度について、学生を対象とした令和3年度日本学生支援機構給付奨学金在学採用の説明会を行います。そこで、申請方法・期日などについて詳しく説明しますので、申請を希望する方は、当日必ず説明会に参加してください。

説明会は、10月5日（火）昼休みの時間、大講義室で予定しております。正確な開始時刻は、まだ決定していませんので、HPや教室掲示等で、連絡致しますので、ご確認いただくようお願いします。